

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時70歳代後半の専業主婦であった申立人母について、富岡町に60年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（檜葉町）に居住していたこと、親族や友人が富岡町や檜葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として、30万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 申立人X5
生活基盤変容による精神的損害増額分（中間指針第五次追補 第2の2）
30万円
- 2 申立人X1及び申立人X2分
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補 第2の4指針I）④（乳幼児の世話）による増額分
111万円
自 平成23年3月28日 至 平成26年3月31日
- 3 申立人ら世帯全体分
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補 第2の4指針I）⑧（家族別離）による増額分
201万円
自 平成23年3月11日 至 平成28年6月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金342万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月13日

(仲介委員 権田 光洋)